

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>IV 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-4 流動性に係る健全性</p> <p>IV-5-4-4 流動性に係る経営の健全性の状況の開示</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 最終指定親会社四半期の開示事項</p> <p>連結流動性比率開示告示第5条に規定する「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」及び「連結安定調達比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、最終指定親会社四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を投資者等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示に当たっては、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする金商法第24条第1項若しくは第3項に規定する有価証券報告書、<u>金商法第24条の5第1項に規定する半期報告書又は金融商品取引所の規則等に基づく四半期決算短信</u>の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p>	<p>IV 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-4 流動性に係る健全性</p> <p>IV-5-4-4 流動性に係る経営の健全性の状況の開示</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 最終指定親会社四半期の開示事項</p> <p>連結流動性比率開示告示第5条に規定する「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」及び「連結安定調達比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、最終指定親会社四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を投資者等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示に当たっては、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする金商法第24条第1項若しくは第3項に規定する有価証券報告書、<u>金商法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書又は金商法第24条の5第1項に規定する半期報告書</u>の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p>

改正案	現 行
<p>IV-5-4-5 TLACに係る経営の健全性の状況の開示（TLAC規制対象会社）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個別の記載事項に関する留意事項</p> <p>TLACに係る開示事項は、開示告示第3条第8項（第4条第6項で準用する場合を含む。）、第5条第1項第10号から第12号までに掲げる事項となる。具体的には以下の点について留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合には、その要因に係る説明を行うこと。 ・ 四半期ごとの開示事項について <ul style="list-style-type: none"> ① 自己資本の充実の状況等（IV-5-3-3参照）に加え、TLACについても、開示告示第5条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。 <p>開示告示第5条に掲げる開示事項のうち、TLACに係る事項を同告示別紙様式第5号又は第10号に基づいて開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金商法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証</p>	<p>IV-5-4-5 TLACに係る経営の健全性の状況の開示（TLAC規制対象会社）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個別の記載事項に関する留意事項</p> <p>TLACに係る開示事項は、開示告示第3条第8項（第4条第6項で準用する場合を含む。）、第5条第1項第10号から第12号までに掲げる事項となる。具体的には以下の点について留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合には、その要因に係る説明を行うこと。 ・ 四半期ごとの開示事項について <ul style="list-style-type: none"> ① 自己資本の充実の状況等（IV-5-3-3参照）に加え、TLACについても、開示告示第5条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。 <p>開示告示第5条に掲げる開示事項のうち、TLACに係る事項を同告示別紙様式第5号又は第10号に基づいて開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金商法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証</p>

改正案	現行
<p>券報告書、<u>同法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づく半期報告書又は金融商品取引所の規則等に基づく四半期決算短信の公表後、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>② [略]</p>	<p>券報告書、<u>同法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定に基づく四半期報告書又は同法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>② [略]</p>